

令和4年3月

大東市議会

定例会議会議案

(当初追加)

提出

令和4年2月21日



議案第23号

大東市公民連携事業の実施に関する方針の策定について

大東市公民連携事業の実施に関する方針を次のとおり策定することについて、大東市議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年条例第24号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市公民連携教育について、公民連携事業として実施するため。



# **大東市公民連携事業の実施に関する方針（案）**

（大東市公民連携教育事業）



## 実施方針策定の目的

市は、大東市教育大綱の基本目標において、全ての子どもたちを誰一人取り残さず、子どもたちが安心してのびのびと育ち、若者が夢を描き、誰もが幸せを感じながらいつまでも住み続けたいと実感できるまちづくりを推進するとし、「明日の社会を担う人づくり」を進めている。

また第5次大東市総合計画においては、まちづくりの考え方として、「これまでとは異なる新しい価値基準のあり方」を模索しながらまちづくりを進めていくこと、また持続可能なまちづくりを進めていくのは「人」であるとし、「一人ひとりの幸せの実現」がつながることで、まちに好循環が生み出されるとする、一人ひとりの幸せにフォーカスしたまちづくりを展開していくことを示している。

大東市公民連携教育実施方針は、本市が抱える地域課題について、特に人材育成と地域資源の活性化の観点から現状と具体的な考え方を示し、一人ひとりが多様な能力を発揮し自分たちの意思で社会に参画する人づくり＝人材育成、そしてまちづくり＝地域資源の活性化を推進し、もって「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」の実現に資することを目的とする。

## 第1.特定公民連携事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

大東市公民連携教育事業

#### (2) 事業概要

事業者は公民連携により大東市内において公民連携教育事業（＝公民連携スクールの開校及び運営）を実施する。

#### (3) 事業対象

市内在住の中学生

#### (4) 事業の目的等

本事業では、経済格差や情報格差によることなく選択できる、新たな学びの選択肢を創造し、一人ひとりの学びに寄り添い、市の未来の産業とまちづくりを担う多様な人材と可能性を育むことで、持続可能な地方創生の実現を目指す。

また、事業者と市及び市教育委員会が連携することで、公立学校の教育水準の維持・向上及び公共性の確保を図りながら、新たな時代における産業の創出に必要なデジタル（e-sportsやメタバースなど）、アート、ビジネス素養の他、本市の地域資源を活かした学びの機会を広く提

供し、既存の公立学校を補う役割を付していくとともに、地域資源の活性化と認知度向上を図る役割を担う。

#### (5) 市の状況等

##### ア 既存の学校外教育事業例

##### ・大東市教育支援センター「ボイス」

###### 【目的】

学校と家庭の橋渡しの役割（中間的存在）を担い、不登校状態が続いている児童生徒に対する学習・生活・遊び等の場と機会を提供することで、学校への復帰や将来的な社会的自立をめざし、支援する。ふれ愛フレンド（コーディネーター、デイリーダー、スタッフ）による指導を通じ、登校困難な児童生徒の主体的な活動を援助する。スクールカウンセラーによる相談活動を通じ、児童生徒・保護者・教職員への援助をする。

###### 【対象者】

不登校状態にある大東市立小学校及び中学校に在籍している児童生徒

###### 【事業内容】

グループ活動、相談活動、体験活動、学習活動、自主活動

###### 【活動場所・曜日】

大東市立キッズプラザ 2 階 大東市教育支援センター「ボイス」

（所在地：大東市幸町 8-8）

火曜日～金曜日

##### ・学力向上ゼミ

###### 【目的】

市内の小学 4 年～6 年生、中学 1 年～3 年生の学力向上を確かなものにするため、一年間のカリキュラムを策定し実施する。

###### 【対象者・対象科目】

小学 4 年～6 年生・・・算数 中学 1 年～3 年生・・・数学、英語

###### 【事業内容】

1 対多数の講義及び個別指導により、教科書を中心とした予習型学習及び教科書準拠問題集による学習を行う。

###### 【活動場所・曜日】

大東市立野崎青少年教育センター、北条青少年教育センター、大東市立市民会館、

灰塚小学校

主として毎週土曜日



イ 大東市の GIGA スクール構想の実現に向けた取り組み状況

GIGA スクール構想とは、Society5.0（超スマート社会）に求められる能力の育成に向け、子ども一人ひとりがインターネットにつながったタブレットを活用することで、それぞれの学習のニーズに合った学びを進め、「生きる力」を確実に育成できる教育 ICT 環境を整備する計画のこと。現在、市内の公立小学校・中学校の生徒に対し、一人 1 台のタブレット型パソコンを配布しており、タブレットの操作方法の習得や、オンライン上での宿題のやり取りなど各校で取組が進められている。

ウ 市民アンケートの結果

1. 調査概要

- (1) 調査テーマ：大東市の住まい・まちづくりに関するアンケート
- (2) 調査対象者：市内に居住する満 20 歳以上の男女
- (3) 調査期間：令和 2 年 8 月上旬～8 月 31 日
- (4) 調査方法：郵送にて調査・回収
- (5) 回答者数：710 / 配布数 2,000（回答率 35.5%）
- (6) 調査結果（抜粋）

Q：あなたが「大東市」と聞いて思いつくイメージは何ですか。以下に、『プラスのイメージ』『マイナスのイメージ』に分けて具体的にご記入ください。

プラスのイメージ		マイナスのイメージ	
1. 自然	72	1. 知名度	50
2. 交通	49	2. 道路	43
3. 利便性	47	3. 災害	31
4. 野崎観音	46	4. 交通	28
5. 都市部に近い	34	5. 街並み	25
6. 大阪桐蔭	25	6. 治安	23
7. 子育て	15	7. 財政	22
8. 市民	13	8. 教育	21
9. 教育	8	9. 河川	19
10. 公園・緑	7	10. マナー	18
以下略		以下略	
回答数	481	回答数	516

●プラスのイメージ（「9.教育」のみ抜粋）

主な意見：スポーツが盛ん

●マイナスのイメージ（「9.教育」のみ抜粋）

主な意見：学力が低い、教育のレベルが低い、教育に力が入っていない、学生の柄が悪い

## エ 地域資源と知名度

本市は、平成 27 年から、パブリックマインドを持つ民間と公共が連携することで、地域に新たな価値を生み出す公民連携のまちづくりを進めている。これにより生まれた morineki をはじめとする公民連携の各プロジェクトは、事業プロセス自体が地域の資源と言える。また、市面積のおよそ 3 分の 1 を占める飯盛山・生駒山や広く市域を流れる河川、府営深北緑地といった自然環境がある一方、中小のものづくり企業が多く存在することも特徴のひとつである。更に早くから地域リハビリテーションをはじめとする健康づくり事業に取り組んできたことにより、業界内では全国的な先進地として知られている。

これらを例とする本市の地域資源は、特定の関係者には知名度があるが、一般的にはあまり知られていない。

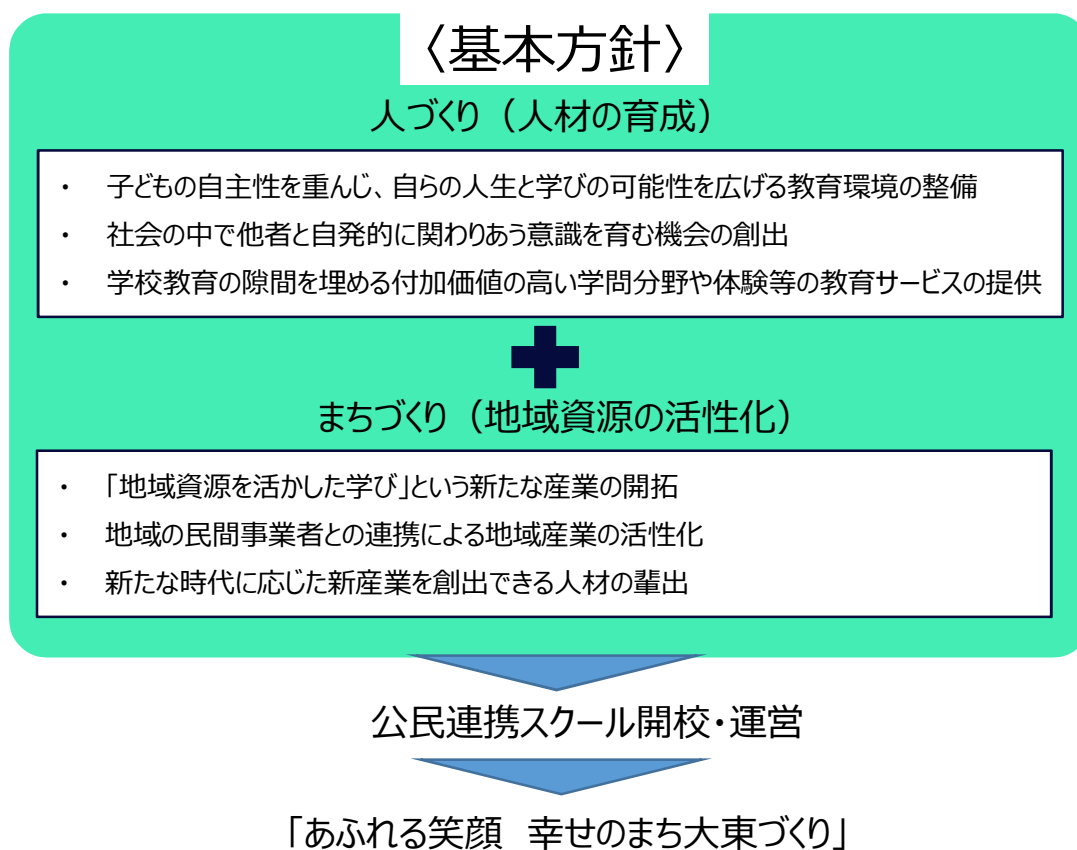
## オ 地域資源の産業化

地域資源としての健康づくり事業については、本市の担当職員がその手法を伝授する「健康プロフェッショナルスクール」を公民連携により実施している。現在も大阪府を超えた各地で開催されており、産業化に成功していると言える。

## (6) 基本方針

「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」の実現に向け、本事業は次の基本方針の下に、大東市が公民連携教育事業を実施する者の選定を行い、その事業者が市及び市教育委員会と連携し、この方針に基づいた事業を実施する。

既存の価値観に捕らわれない新たな学びの在り方を、教育選択肢のひとつとして実現するために、「公民連携スクール」を開校・運営する。また、公民連携スクールでは敷地内だけでなく周辺の地域を含めたエリア全体を学びのフィールドとし、地域の民間事業者や地元住民との関わりを持ち、産業の活性化とエリア価値の向上につながることを期待する。



まちに開かれた学びの場として、周辺住民や民間事業者との関わり

公民連携スクールの拠点エリアの価値の向上

周辺エリアへ波及



## (7) 事業詳細

### 実施内容

#### ○公民連携スクール

※大東市が設置を支援し、民間事業者が運営を担う。予算費目は事務業務委託費

※当該スクールは、学校教育法第1条に位置づけられた学校をめざし、国の国家戦略特区制度などの規制緩和提案制度等の活用も検討する

### ターゲット

#### ○市内在住の中学生

※公民連携スクールの趣旨・目的・学習方法を受け入れ、志願者本人が入学を望んでいること（卒業後の生徒イメージ…自己認識ができる、チャレンジ精神がある、行動力がある、意思表示ができる）

※志願者が自律的に学習でき、ほかの子どもたちや大人と対話・協働できること

※保護者が公民連携スクールの方針をよく理解し、その運営に協力できること

### 実施拠点場所

#### ○大東市内に実施拠点となる場所を設置すること

※民間施設・公共施設の別は問わない

## (8) 運営に関して配慮すべき事項

### 大東市保証枠定員

#### ○初年度20名程度

※一部の教育コンテンツについてはその他の市内在住者が利用できる仕組みを検討すること。その際に係る費用については市と協議するものとする

### 入学資格

#### ○大東市の学齢簿に掲載されていること

※ただし入学日時点で大東市へ転入することが確実である場合、選抜試験時における学齢簿上の掲載は必須としない

生徒の身分

- 公民連携スクール生徒（原籍校に籍を置きながら通う）
- ※卒業証書授与 ※原籍校での出席扱い認定、学習評価認定（調整）

入学選抜

- 有り
- ※選抜方法については民間事業者とともに検討していく

スクーリングについて

- 有り
- ※定期的に対面でのスクーリングの機会を設けること

進路について

- 卒業後の進路について、多様な選択肢を示し、一人ひとりの希望に寄り添った支援を行う体制を整えること

(9) 事業の選定方法等

特定公民連携事業審査会へ諮問し、市議会の議決を経て決定

(10) 事業の公表方法

大東市ホームページにて公表

(11) 事業全体に関する条件

- ①上記の(6) (7) (8)を踏まえた事業の構築
- ②関係法令を遵守すること
- ③大東市教育大綱、第5次大東市総合計画、第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略等、市の政策と方向性に合致する内容であること
- ④市民サービスの水準向上、地域経済の循環、公的負担の抑制に資する提案であること

(12) 市の予定事業費

①民間活力導入調査業務委託費

(提案の内容を深めるために民間活力導入調査業務委託を予算の範囲内で発注する)

②事前準備費用（令和4年12月～令和5年3月）

③通学する生徒等の授業料負担

（大東市学齢簿に掲載されている生徒で、新しい教育の受講を希望する生徒の授業料（金額については提案のあった額をもとに、事業予定者との協議により決定する））

（13）事業手法

基本協定を経て、民間事業者が事業を実施

## 第2.特定公民連携事業推進法人の募集及び選定に関する事項

1. 特定公民連携事業推進法人の選定

（1）選定方法

公募型プロポーザル

※業者の参加を公示により広く募集し、企画提案書により協定締結交渉者を選定する

（2）選定の手順及びスケジュール

特定公民連携事業審査会への諮問	令和4年2月
大東市議会への実施方針案の上程・議決	令和4年2月～3月
公募型プロポーザル実施・協定締結交渉者の選定	令和4年4月～5月
事業実施者と協定締結	令和4年5月
事業実施者へ、導入可能性調査の発注・実施	令和4年6月～9月

（3）プロポーザル公募の手続き

本実施方針案を元に公募要領を作成し、公募を実施。応募者は企画提案書を作成し、提出。

（4）プロポーザル公募への応募者の備えるべき参加要件

- ◎民間企業又は企業共同体とし、日本での法人格を有するものに限る
- ◎本市の特別職や市議会議員等、手続条例上、兼業を禁止している職にある者が経営に関する団体は、申請することができない
- ◎その他、下記に該当する場合は参加不可
  - ・政治活動、宗教活動を目的としている団体
  - ・地方自治法施行令第167条の4に該当する者

- ・障害者雇用、公正採用に積極的でない団体
- ・その他、事業実施主体として、市民の信頼を損なう者

#### (5) 審査基準

公民連携に関する条例第2条第4号に規定する全てを満たしているか審査

ア.複数の地域経営の課題を解決

イ.地域の価値の向上

ウ.地域経済の発展及び地域経済の循環に寄与

エ.公的負担の軽減

オ.金融機関等から資金調達を行うなど自立的かつ持続可能な事業

#### (6) 結果の公表

審査後、大東市ホームページにて公表

#### (7) 提出書類の取扱い

民間のノウハウの公開につながる情報については、公開しない

### **第3. 民間及び市長等が担うべき役割及び責任等、特定公民連携事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### 1. 事業者の責任の明確化に関する事項

本事業の実施に際して想定されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、「リスク分担表」によるものとする。

#### 2. 事業者の責任の履行の確保に関する事項

本事業を安定的かつ持続的に提供できるよう、定期的に専門家等で構成される特定公民連携事評価委員会において、本事業の評価を行うものとする。

### **第4. 特定公民連携事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

#### 1. 事業者が債務不履行の懸念が生じた場合

事業者は、本契約の履行に関して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。

ただし、市が特別の事情があると認めるときは、市はその全部又は一部を免除することができる。

## 2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者は、使用財産の管理運営上、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務の割合を協議して、賠償するものとする。

ただし、市の責めに帰すべき事項が認められる場合は、賠償義務の割合を協議して、賠償するものとする。

## 第5. その他必要な事項

【実施方針の問い合わせ先】

〒574-8555

大東市谷川1丁目1番1号

大東市役所 政策推進部 公民連携推進室

TEL:072-870-9623（直通）072-872-2181（代表）

FAX:072-872-2291

メール:sousei@city.daito.lg.jp





印刷物番号

3 - 8 3